

平成30年度第2回総合教育会議次第

日 時 平成31年1月28日 午前9時30分～
場 所 ひかりプラザ5階教育資料室

1 開会

2 協議・調整事項

(1) 子ども一人ひとりに応じた支援を充実するための連携の在り方について

…資料1～6

(健康推進課・子育て相談室・学校指導課)

3 その他

4 閉会

国分寺市における 「子育て世代包括支援センター事業」 について（案）



平成 30 年 8 月

健康部 健康推進課
子ども家庭部 子ども子育て相談室

<目次>

- 1 国の動向について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ページ

 - 2 26市の子育て世代包括支援センター実施状況に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ページ

 - 3 国分寺市の事業導入目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ページ

 - 4 実施形態について・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 ページ
- 参考資料
- 「利用者支援事業」の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 ページ

1. 「子育て世代包括支援センター」について

母子保健法の改正（母子保健法第22条）

- 市町村は妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター（法律上の名称：母子健康包括支援センター）」を設置するよう努めなければならない。

全国展開について

- 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）に基づき、子育て世代包括支援センターについては、母子保健法の改正により、市町村での設置の努力義務等を法定化し、平成32年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指し取り組むこととなった。

2. 「子育て世代包括支援センター」 の満たすべき基本3要素

① 切れ目のない支援

- 妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること。

② ワンストップ相談窓口

- 妊産婦・子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること（利用者支援事業の「利用者支援」機能）

③ 地域の連携体制の構築

- 地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと（利用者支援事業の「地域連携」機能）

3. 妊娠期から子育て期の各ステージで必要となる支援の例

子育て世代包括支援センターは、下記の各ステージを通じて、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。

妊 娠 期

- ① 妊娠届出の機会に面談を行うこと等により、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握
- ② 心身の不調により手厚い支援を要する者等について、関係機関と協力して支援プランを策定
- ③ 産前・産後サポート事業等による助産師等の専門家による、相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援の実施
- ④ 妊婦健康診査、母親学級等の場での妊婦に対する保健指導・支援

出 産 直 後

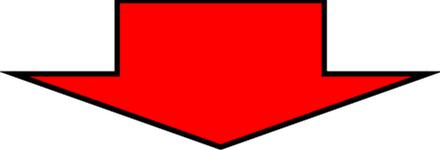
- ⑤ 産前・産後サポート事業等による助産師等の専門家による、相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援（再掲）
- ⑥ 産後ケア事業による、出産直後の母子への心身のケアや育児のサポート
- ⑦ 乳幼児健康診査、新生児訪問等による保健指導・支援
- ⑧ 生後4ヶ月までに、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握（乳児家庭全戸訪問事業）
- ⑨ ⑧の状況把握等を踏まえ、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保（養育支援訪問事業）

子 育 て 期

- ⑩ 子育て中の親子が相互交流を行う場所における相談、情報提供等（地域子育て支援拠点事業）
- ⑪ 家庭での養育が一時的に困難になった子どもについての不定期の預かりサービス（一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ事業）
- ⑫ 保護者の就労状況等に応じた認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等の利用
- ⑬ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援・保護者支援
- ⑭ 疾病や障害のある子どもの支援

国分寺市における「子育て世代包括支援センター事業」

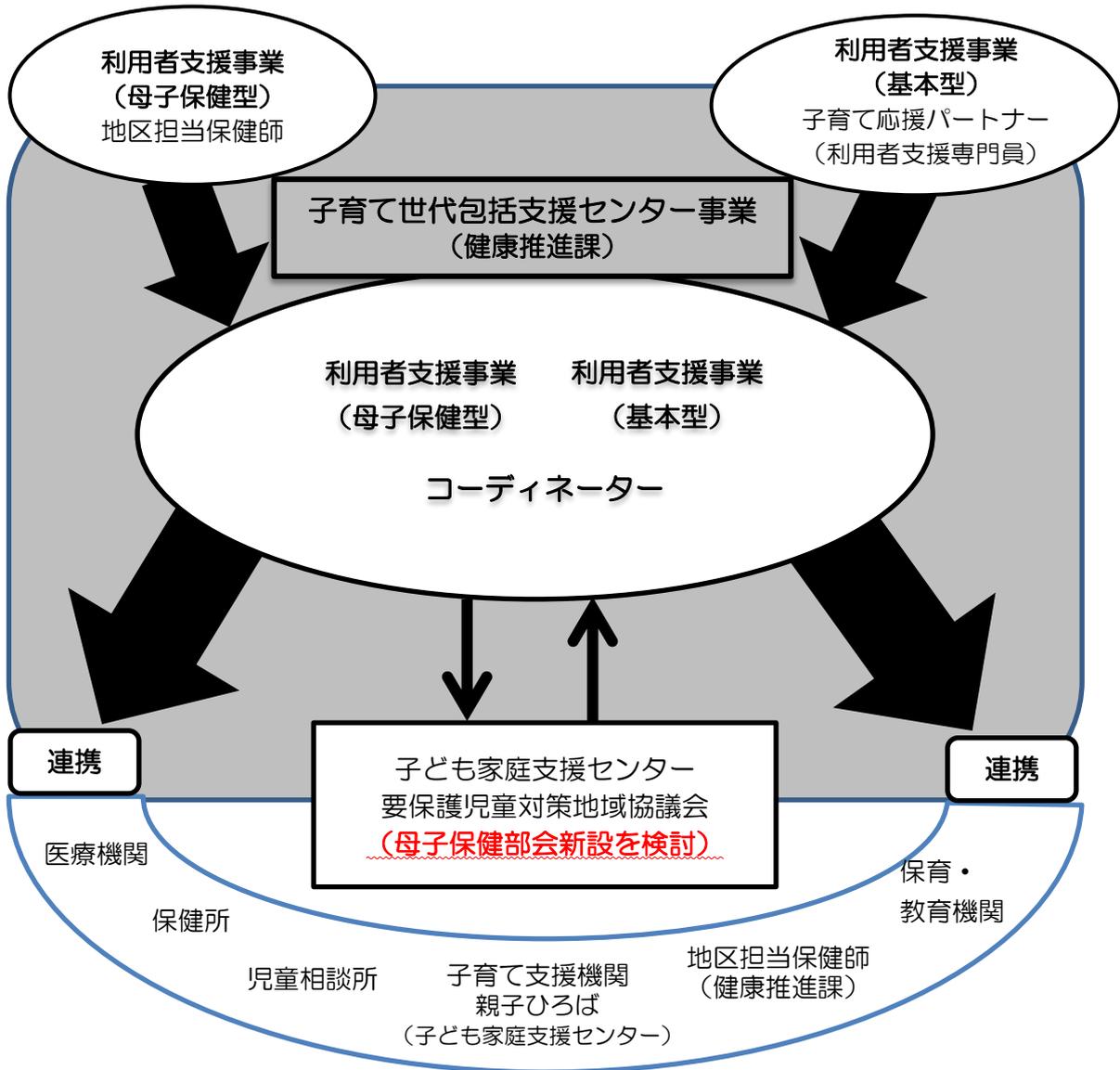
- ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、支援に必要な実情の把握
 - 子育て相談室や健康推進課から、妊娠期から子育てに期にわたる、切れ目のない支援に必要な、実情を吸い上げ、継続的な把握を実施する。
- ② 支援に必要な方針検討・関係機関連携
 - 親子ひろばやゆりかごこくぶんじ等で把握した要支援者を、部を超えた連携ができるよう、子育て世代包括支援センター事業がコーディネーター機関として、多職種・多機関連携を実施する。さらにリスクが高く継続支援が必要な場合は、子ども家庭支援センターの要保護児童対策地域協議会母子保健部会(案)と連携を図る。
- ③ 地域課題の発見・社会資源の開発
 - 切れ目のない支援に必要なサービスについて、実情を把握することで、現状の社会資源の見直しや開発について検討する。
- ④ 人材育成
 - 適切な支援が持続的に提供されるよう、支援者側の人材育成を実施する。



期待できる効果

- ① 妊娠期から切れ目のない支援を実現する糸口となる。
- ② コーディネート機能が明確になることにより、適切に必要な機関へのつながりが迅速・円滑に実施される。また、多職種連携により、専門分野による視点の広がりが得られ、支援のはばを広げられる。
- ③ 地域課題を丁寧に検討できることが期待され、地域に根差した社会資源の開発につながり、安心して産み育てられる実感を得ることにつながる。
- ④ 人材育成の体制が確立されることで、支援体制が強化され、様々な問題に対して解決できる基盤が整備され、さらに支援体制が強化し、循環させることが期待できる。

実施イメージ



*健康推進課の母子保健事業により地区担当保健師が把握したケースや子ども家庭支援センターの地域組織化事業により子育て応援パートナーが親子ひろばや地域巡回し把握したケースを子育て世代包括支援センターでコーディネートし、関係機関連携、要保護児童対策地域協議会と密な連携を図る。

4

実施形態について

1. 運営形態

- ① 事業は直営で実施予定。
- ② 開始時期は平成 31 年 7 月を目標とする。
- ③ 健康推進課において、「子育て世代包括支援センター事業」を実施する。
- ④ 配置職員の職種。
 - ・保健師，社会福祉士（子育て支援コーディネーターを含む）等。

【参考】子育て世代包括支援センターの設置運営について（通知）
厚生労働省平成 29 年 3 月 31 日より

6. 担当職員

(1) 必要職員体制

- ①保健師等を 1 名以上配置すること。
なお、担当職員としてソーシャルワーカー（社会福祉士等）のみ配置する場合には、保健センター等の保健師，助産師又は看護師との連携体制を確保すること。
- ②上記に加え、利用者支援専門員を 1 名以上配置すること。

2. 対象等

- ① 対 象：妊産婦，18 歳までの子ども及びその保護者・養育者
※未就学児及びその保護者・養育者を重点とする
- ② 設置場所：いずみプラザ内，健康推進課

「利用者支援事業」の概要

事業の目的：子育て家庭や妊産婦が，教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業，保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように，身近な場所での相談や情報提供，助言等必要な支援を行うとともに，関係機関との連絡調整，連携・共同の体制づくり等を行う。

実施主体：市町村とする。ただし，市町村が認めた者への委託等ができる。

3つの事業類型：基本型・母子保健型・特定型がある。

基本型：「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。利用者支援とは，地域子育て支援拠点等の身近な場所で，個別のニーズを把握，情報収集・提供，助言・支援といった当事者目線に立った寄り添い型の支援のこと。地域連携とは，地域における，子育て支援のネットワークに基づく支援のこと。

《職員配置》専門職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

母子保健型：保健師等の専門職が，妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ，その状況を継続把握し，支援を必要とするものが利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに，関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師，助産師等を1名以上配置

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）：子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ，地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》専門職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

市の状況：国分寺市では，平成26年度より基本型，平成29年度より母子保健型と特定型を直営で実施している。

(改正後全文)

雇児総発1216第2号
雇児母発1216第2号
平成28年12月16日

(改正経過)

雇児総発0331第9号
雇児母発0331第2号
平成29年3月31日

都道府県
指定都市
各中核市
保健所設置市
特別区
児童福祉・母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)
母子保健課長
(公印省略)

要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る
保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号。以下「改正法」という。)が、平成28年6月3日をもって公布され、改正法により新設された児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10の5の規定が、10月1日に施行された。これにより、児童福祉法第6条の3第5項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)と思われる者に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するように努めなければならないこととされたところである。

また、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)において、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第12次報告)」(以下「第12次報告」という。)がとりまとめられた。第12次報告では、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割(第1次～第12次報告全体では、同割合が約4割)を占め、妊娠期から切れ目のない支援体制の整備の必要性と、学校内での虐待に関する理解の向上と要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を活用した支援体制づくりの重要性等が提言として公表された。

については、これらを踏まえ、各地方自治体におかれては、下記の趣旨及び留意事項を十

分にご理解の上、要支援児童等を早期に把握し、速やかに支援を開始するために保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築とより一層の連携に取り組んでいただきたい。都道府県におかれては、管内の市町村や病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関に周知を図られたい。

また、病院、診療所との連携には、管内の関係機関・関係団体等の協力を得る必要があることから、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科医会、日本歯科医師会、日本看護協会、日本助産師会の関係団体に別途協力を依頼している。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであり、文部科学省からも、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長に対し、通知されているので念のために申し添える。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

（参 考）

○児童福祉法（抄）

第21条の10の5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等（*1）と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供しよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（*1）要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

【児童福祉法 第6条の3第5項及び第8項】

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

記

1 法改正の趣旨

これまでに専門委員会がとりまとめた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第1次～第12次報告）」によると、心中以外の虐待による子どもの死亡事例については、0歳児の割合が約4割を占めており、この背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考えられている。また、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未交付である、妊婦健診が未受診であるといった妊婦については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）で状況が把握できない場合がある。

こうした課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、特定妊婦に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。

また、児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、平成27年度は103,286件で過去最多となった。子ども虐待は、特別な家庭だけに発生するものではなく、学齢期以降の子どもを含め、すべての子育て家庭で起こり得る可能性があり、協議会を通じた関係機関との情報共有等を密に行い、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要である。

このため、改正法においては、要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされ、関係機関からの情報提供を基に、早い段階から市町村の支援につなげていくことが期待されている。

さらに、各分野での取組を通じた一層の連携を図るため、分野ごとの留意事項を3のとおりまとめたので、十分ご配慮願いたい。

2 情報提供に当たっての共通の留意事項

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条及び第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない、②個人データを第三者に提供してはならない、こととされているところであるが、今般の改正法により、児童福祉法第21条の10の5第1項に規定されたことから、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意されたい。

また、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法第21条の10の5第1項に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、対象となる者に対しては、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明することが必要である。

なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

(参 考)

○個人情報保護に関する法律（抄）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5 （略）

3 各個別分野の留意事項

（1）市町村

情報提供を受けた市町村は、保健・医療・福祉・教育等の関係機関から提供された情報を基に、必要な実情の把握を行うとともに、関係機関に協力を求め、家庭の生活状況や虐待の事実把握等の必要な調査を行う。

また、協議会調整機関として、必要に応じて、把握した内容について協議会に必要な情報の提供を行い、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を行う。協議後は、市町村の担当課と関係機関が連携を図りながら必要な支援を行うこと。

なお、関係機関から情報提供に関する説明が行われていない場合、市町村が必要な支援を行う際に、情報提供元が特定されないよう、保護者への説明内容や関わる時期等について、関係機関との事前の協議（*2）が必要である。

さらに、連携の促進を図るためには、訪問指導等の必要な支援を行った市町村が、その結果を記録し、速やかに情報提供元の関係機関に報告することが必要である。

なお、文書で報告する際の様式（参考資料1）を定めたので、参考とされたい。

（*2）関係機関との事前の協議（例）

市町村が必要な支援を行う際に、「乳幼児健康診査の相談内容やその後の子どもの様子を伺うため」「この周辺の子育て中の家庭を訪問し、子育ての悩みなどを尋ねている」など、保護者向けの説明内容を事前に関係機関と協議すること。

① 母子保健所管部局

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健所管部局は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 乳幼児健康診査では、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。

ウ また、平成28年度に母子保健法（昭和40年法律第141号）の一部を改正し、母子保健施策は子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化された。このため、乳幼児健康診査等の様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策が子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意し、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により一層努めること。

エ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

② 子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うことが必須の事業とされており、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。
- イ 母子健康手帳の交付等の母子保健施策は乳幼児に対する虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化されたことを踏まえ、様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により一層努めること。
- ウ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について協議し、継続的な支援を行うこと。

③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点

市区町村子ども家庭総合支援拠点は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行うとともに、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めることとされ、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ア 子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行うこと。
- イ 子どもとその家庭及び妊産婦等が自主的に活用できるように、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも連携に資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行うこと。
- ウ 子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じること。
- エ 個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な支援を行うこと。
- オ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、必要に応じた関係機関等との連携を行い、支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成し、継続的な支援を行うこと。

④ 教育委員会事務局

各市町村の教育委員会事務局には、学校に対する専門的な指導を行う指導主事が配置されている場合もあり、教育課程、学習指導その他学校教育に関する事項の指導に当たっている。教育委員会事務局は、各学校から指導主事への様々な相談や指

導依頼を通じ、要支援児童等を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場合には、以下のことに留意して、適切に対応するよう指導すること。

ア 主に別表3を参考に、学校が要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、学校から要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である旨を指導すること。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供を行うよう指導すること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

⑤ 要保護児童対策地域協議会

協議会は、その対象ケースについて個別ケース検討会議を行い、養育に関する問題を明らかにするとともに、関係機関が連携して当該家庭に必要な支援を行うこと。また、病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関と情報共有及び支援内容の協議を行い、支援内容の見直しを行う。特に要支援児童等が、複数の関係機関に関わっている場合などには、関係機関間での情報共有・連携ができるよう調整をすること。

(2) 病院、診療所

病院、診療所は、妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 産科、新生児科、小児科、精神科、歯科等をはじめとする病院、診療所が、別表1～3を参考に要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

② 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

③ また、従前から情報提供に際しては、別添1「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(平成16年3月10日付け雇児総発第0310001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)に基づき、対象

となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができることになっている。この算定に係る「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知）の関連する事項については、別添2のとおりである。

- ④ 病院、診療所は市町村への情報提供後、市町村と情報を共有するとともに、連携して妊産婦や子どもに対する医療の提供を行う。その際、市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- ⑤ 当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであり、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- ⑥ 児童相談所及び市町村の児童福祉・母子保健等、協議会の調整機関における病院、診療所との連携強化に関するより具体的な留意事項については、「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成24年11月30日付け雇児総発1130第2号・雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）を参考とすること。

(3) 助産所

助産所は、妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、特定妊婦及び要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 主に別表1～2を参考に、特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- ② 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ③ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- ④ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- ⑤ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

(4) 児童福祉施設等

① 助産施設

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設であり、妊産婦等の出産前後の健康管理、母乳指導、新生児の保健指導等に対応することで、特定妊婦及び要支援児童を把握しやすい立場にあるため、子ども虐待の発生予防において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

② 保育所及び幼保連携型認定こども園

保育所及び幼保連携型認定こども園は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等及び保護者の状況などの把握ができ、保護者から相談を受け、支援を行うことが可能な機関であり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する

る法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

③ 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言その他の援助を実施しており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談、援助などを通じ、主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

④ 児童館

児童館は、地域のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身とも健やかに育成することを目的に、子育て家庭に対する相談・援助、交流の場や放課後児童クラブの実施などに取り組んでおり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 子どもの居場所の提供や保護者の子育て支援などを通じ、主に別表1～3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支

援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

⑤ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援をするため、放課後等に学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る取組がされている。また、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1及び別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、放課後児童支援員等の各自の判断のみで対応することなく、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

⑥ 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、家庭その他からの子どもに関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行っている。また、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の子ども、家庭の福祉の向上を図る役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等が必要な支援につながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ また、情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 連絡調整先の一つである協議会との関係を深めるなど、引き続き連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

(5) 学校

① 幼稚園

幼稚園は、家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとして施設や機能を開放し、積極的に子育てを支援していく役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援につながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発

見・早期対応の意識の向上を図るとともに、園全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立園において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

カ 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）を参考にすること。

② 小学校及び中学校等

学校及び学校の教職員等は、子ども虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子ども虐待の早期発見・早期対応に努める必要があることから、以下のことに留意して引き続き取り組むこと。

ア 主に別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、学校全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立学校において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

カ 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）を参考にすること。

(6) その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関

(1) から (5) に記載した機関以外の機関 (*3) においても、妊婦、子どもや保護者等の状況などの把握ができ、保護者等から相談を受け、支援を行うことが可能な機関であり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

(*3) その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関 (例)

家庭的保育事業実施機関、小規模保育実施機関、一時預かり事業実施機関、利用者支援事業実施機関など

ア 別表 1～3 を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ また、情報提供を適切に行うために、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

(7) 都道府県

都道府県は、地域における保健・医療・福祉・教育等の連携体制について状況を把握し、必要に応じて、市町村に対して助言、援助を行うこと。また、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行い、連携体制の整備を推進すること。

さらに、市町村の取組状況に配慮しつつ、地域連携の好事例を把握して他の地域や病院、診療所、児童福祉施設、学校等に周知するなどして、管内の各関係機関の要支援児童等への対応の水準の向上に努めること。

また、所管する私立学校に対して、市町村への要支援児童等の情報提供に関する周知及び情報提供を通じた協議会への参画の促進に努めること。

なお、医療機関との連携体制の推進に当たっては、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成 28 年 7 月 27 日付け雇児発 0727 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) に定められた「医療的機能強化等事業」を活用し、都道府県等の中核的な小児救急病院等を中心とした連携体制の整備を進めることも可能である。

第 8 章 要保護児童対策地域協議会について

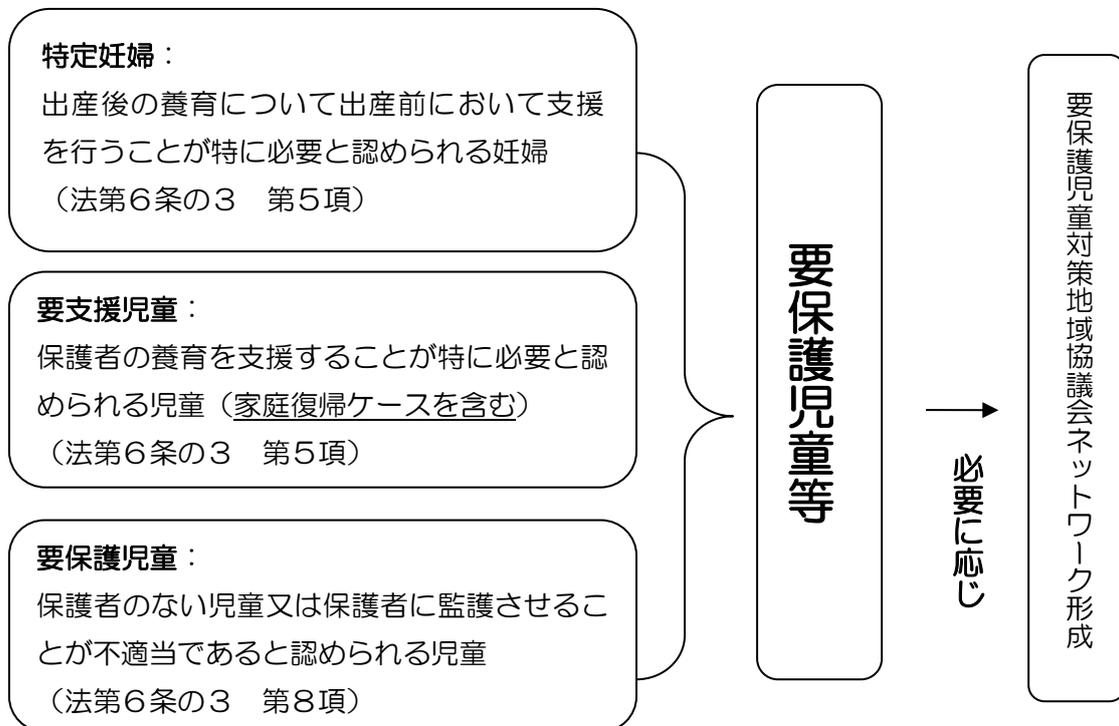
1. 要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童対策地域協議会（略して要対協）とは、虐待を受けている子どもをはじめ、支援の必要な児童及びその家庭・妊婦など、児童福祉法（以下「法」）第 6 条の 3 第 5 項及び第 8 項に規定する、「要保護児童・要支援児童・特定妊婦（以下に詳細）」の早期発見や適切な保護、また虐待の発生予防や適切な支援を図るため、法第 25 条の 2 第 1 項に基づき各市区町村に設置が努力義務と位置付けられた、関係機関の情報共有と連携・協力、また個人情報保護のための協議会（子どもを守る地域ネットワーク）です。

協議会では、支援の必要な児童及びその家庭のため、日常的な情報交換を基本に、より円滑な情報共有と役割分担のため、必要に応じて個別ケース検討会議を開きます。また、協議会運営のため、代表者会議と実務者会議が開かれます。

他市区町村同様、国分寺市においても、子ども家庭支援センターが協議会の運営の中核となる調整機関に位置付けられています。

2. 要保護児童・要支援児童・特定妊婦とは



児童福祉法においては、以上の図のように規定されています。

虐待を受けた児童や、支援がなければ虐待が発生してしまう恐れがある家庭だけでなく、複数の機関が連携して支援に当たる必要がある児童・家庭（非行ケース・障害ケース等を含む）も要保護児童・要支援児童にあたります。

国分寺市においては、関係機関が同一の認識を持って支援にあたることのできるよう、要保護児童・要支援児童機関間連携共有アセスメントシートや連絡票を使って対象児童・家庭を確認します。（別表1～3、P.23～25参照）

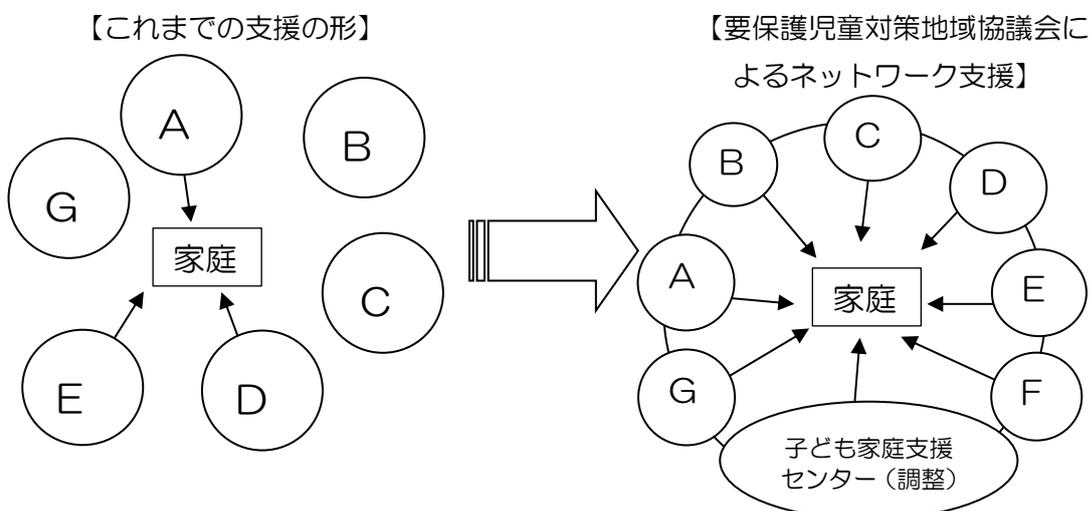
子ども家庭支援センターは、市民通告や関係機関からの連絡・相談を受け、所内会議にて検討し、要対協として支援するかどうか決定します。

なお、この協議会で言う「要保護」とは、全て一律的に児童を家庭から分離し、児童相談所による一時保護や施設入所措置、養育家庭委託することを意味するものではなく、在宅のまま支援することも多くあります。

また、支援が必要な児童や家庭は広く存在しますが、ここで言う「要支援」とは、上記のように、誰もが受けている、普遍的な1つや2つのサービスでの支援のみではまかなえず、いくつもの機関による支援をマネジメントしながら対応するケースを指します。

3. 要保護児童対策地域協議会のネットワークの意味

子育て家庭のニーズは生活の多方面にわたり、複雑な問題を抱える場合も多いため、接点を持った一つの機関では提供できないニーズを抱えている場合が多くあります。そのため有効な仕組みがネットワークです。関係機関の持つそれぞれの役割と専門性を組み合わせ、ネットワークを組むことで、要保護児童等に対して各機関の特色を活かしながら多角的な視点で適切な支援を行うことができます。



それぞれに守秘義務や個人情報保護条例等の規制がある機関や者同士が、要保護児童対策地域協議会内での情報交換については守秘義務等の違反を恐れる必要がなくなり、守秘義務がなかった機関や者については、ネットワークに入ることによって新たに守秘義務を負うことになりました。(法第 25 条の 5)

要保護児童対策地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点があります。

- 要保護児童等を早期に発見することができる。
- 要保護児童等へ迅速な支援を開始することができる。
- 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られ、役割分担についての共通理解を得ることができる。
- 役割分担を通じて、それぞれの機関が責任を持って関わる体制を作ることができる。
- 支援を受ける家庭にとってよりよい支援が受けられやすくなる。
- それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。

4. 要保護児童対策地域協議会の三層構造について

要保護児童対策地域協議会において、会議は、①代表者会議、②実務者会議、③個別ケース検討会議の三層の構造からなります。

*代表者会議

要保護児童対策地域協議会の構成機関の代表者による会議であり、ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するための環境整備を目的として年間 1 回程度開催されます。

会議における協議事項としては、

- ①協議会の設置目的及び各機関の役割の確認
- ②要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討・調整
- ③実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

などがあります。

*実務者会議

要保護児童対策地域協議会の構成機関の役割・機能の確認や情報交換等を行い、多角的な側面からアセスメントを実施するために進行管理部会を平成 28 年度から開始しました。実務者レベルでの連携のあり方を確認し強化することを目的としています。

会議における協議事項としては、

- ① 全てのケースについての定期的な状況のフォロー・主担当機関の確認・援助方針の見直し
- ② 定例的な情報交換
- ③ 個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ④ 要保護児童等の実態把握
- ⑤ 支援を行っている事例の総合的な把握、要保護児童対策を推進するための啓発活動、地域協議会の年間活動方針の策定
- ⑥ 代表者会議への報告

などがあります。

*個別ケース検討会議

個別のケースについて、直接関わりを有している担当者や、今後関わりの必要性や可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容を検討することを目的としています。また、転出入の引継ぎや施設からの家庭復帰時も会議が行われます。

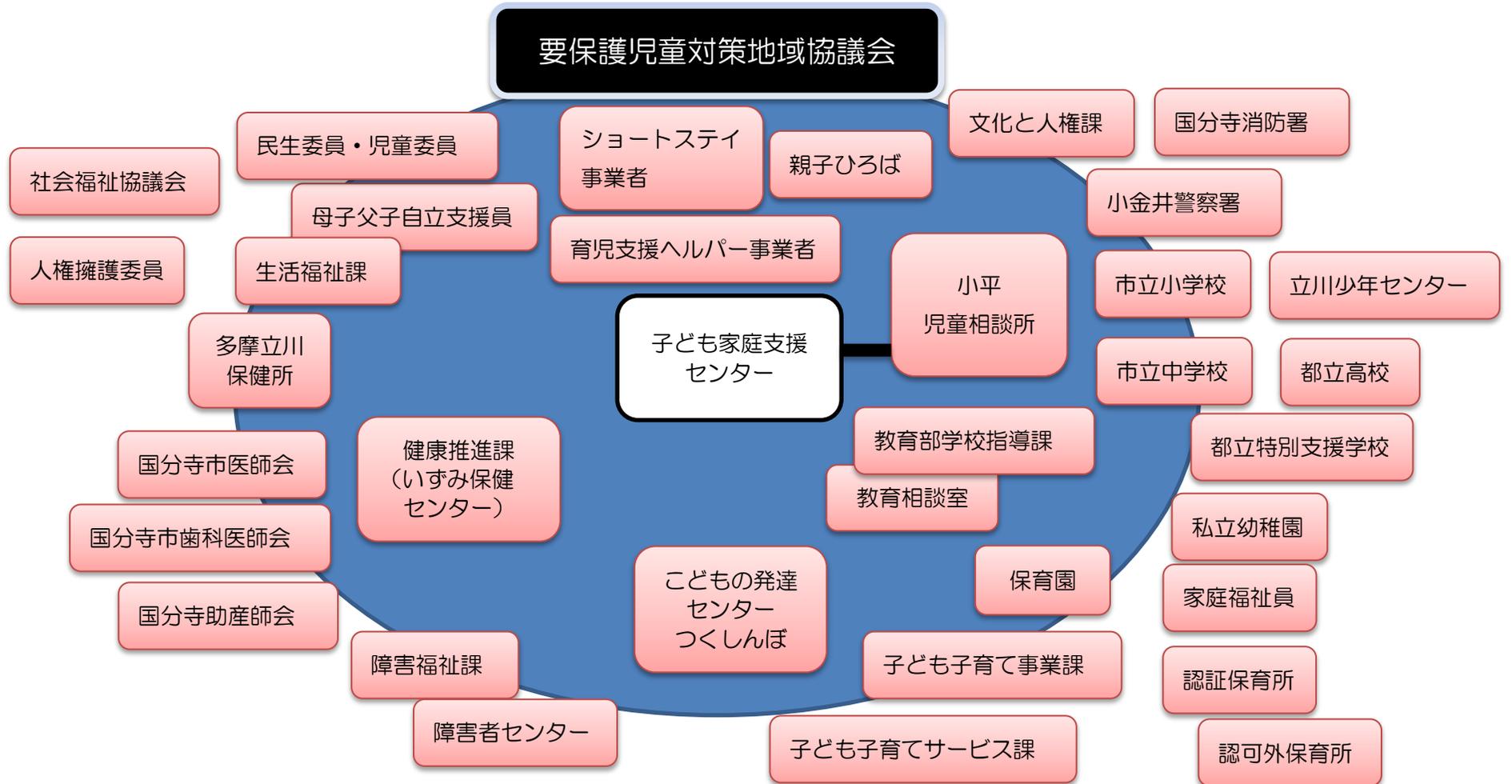
会議における協議事項としては、

- ① 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
- ② 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ③ 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ④ ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
- ⑤ 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
- ⑥ 次回会議（評価及び検討）の確認

などがあります。

国分寺市子ども家庭支援ネットワーク図

要保護児童対策地域協議会のメンバーを中心に、様々な団体によって支援の体制が作られます。



教育相談室利用 についてのご案内

相談室は予約制です。

相談室受付番号
042-573-4376



相談室は次の曜日、時間に開室しています。

- 相談日
火曜～土曜
(月・日・祝祭日・年末年始は休み)
- 時間
午前10時～午後5時
(毎週木曜は午後7時まで)

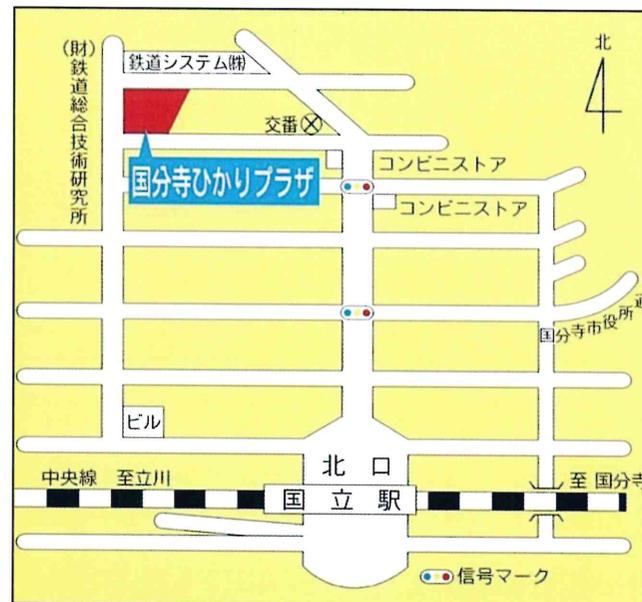
〒185-0034

国分寺市光町1丁目46-8

国分寺市ひかりプラザ内

3階 教育相談室

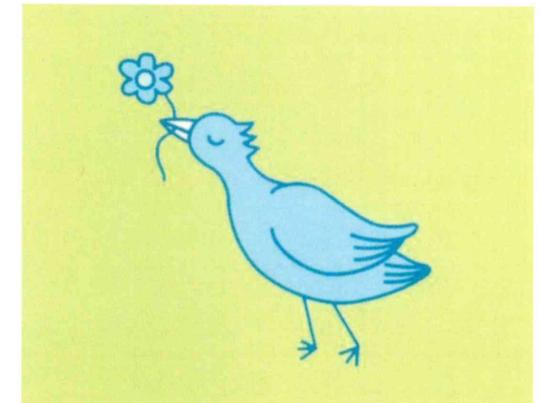
JR 国立駅 北口(徒歩8分)



ひかりプラザ案内図

教育相談室の

ご案内



国分寺市教育相談室

042-573-4376

こんな悩みは ありませんか？

- 友だちとうまく遊べない
- いじめの心配がある
- 学校(幼稚園)に行けない
- 家に閉じこもりがちである
- 学習がうまく進まない
- 就学、進学について迷っている
- 子育てやしつけの不安がある
- 気になる癖がある
- ことばの発達に心配がある
- 聴こえに心配がある
- 発音に課題がある

* その他お子さまについてのどんな悩みや不安でも、気軽にご相談ください。

どなたでも 相談できます

- 幼児から高校生、およびその保護者
- 学校の先生方

相談室の内容は？

一般の教育相談

お子さまの教育にかかわるあらゆる問題に専門の相談員が相談をお受けします。

必要に応じて、他の相談機関などのご案内もいたします。

ことばや聴こえの相談

ことばの遅れや発音、聴こえの悩み、障害について、専門の相談員が相談をお受けします。

必要に応じて、ことばの検査および訓練・助言をいたします。

就学相談

小学校入学および中学校入学を前にした様々なご相談に応じます。



相談についての秘密は堅く守られます。ご相談や心理検査は全て無料です。

電話相談

「来室による相談はしづらい」とお思いの方には、専門の相談員が専用電話でご相談をお受けします。匿名でもかまいません。

必要に応じて、他の相談機関などのご案内もいたします。

電話相談専用

042-573-4375

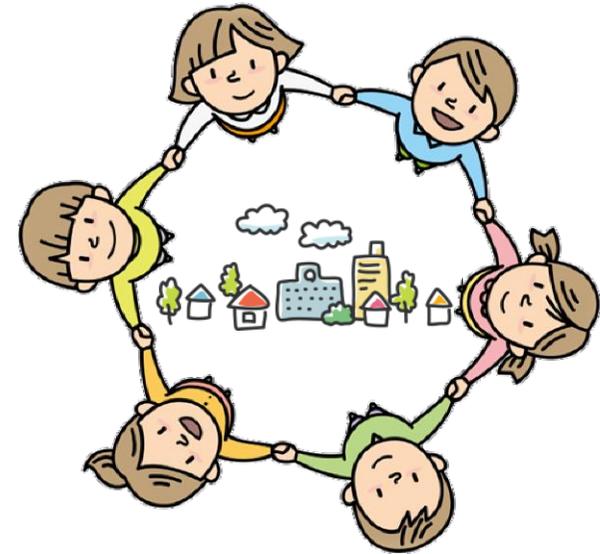
国分寺市の スクールソーシャルワーカー (SSW)

国分寺市のSSWは、巡回型です。
2人のSSWが、市内15校を中学校区
を単位に分担し、各学校に月1回程度
訪問し、学校や家庭からのオーダーを受
けて相談等に応じています。

国分寺市教育相談室をベースとし
て、社会福祉士・精神保健福祉士など
の資格をもつ人材がSSWとして活動して
います。相談室勤務は、原則水曜日で、
他の曜日は各学校を巡回しています。

国分寺市教育委員会
学校指導課 042(573)4372
教育相談室 042(573)4376

スクールソーシャルワーカー (SSW) のご案内



国分寺市教育委員会

スクールソーシャルワーカー（SSW）とは

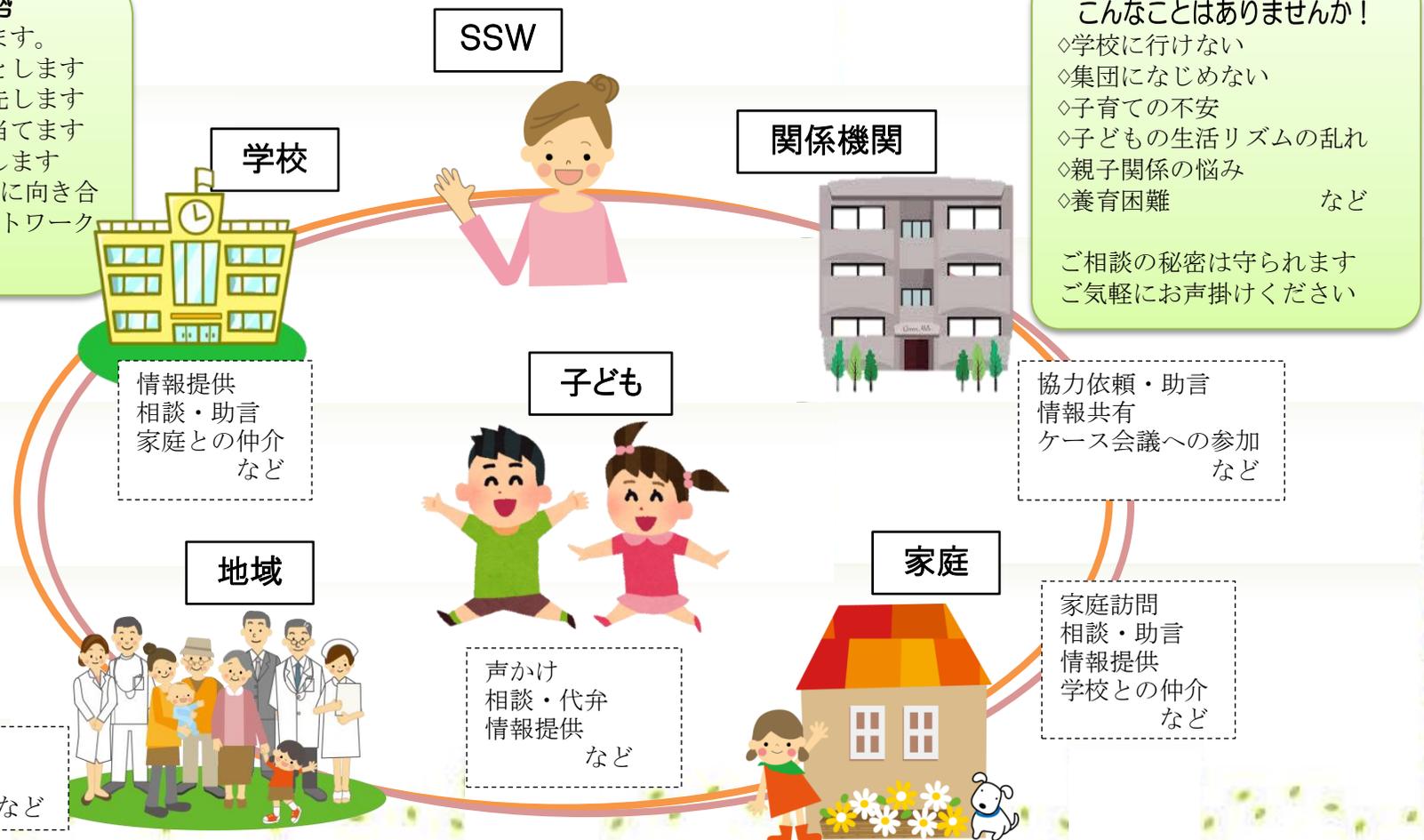
子どもたちの笑顔のために
さまざまな「困りごと」に応じて、環境へ働きかけ、関係機関と『つながり』ながら
子どもたちを中心とした支援のネットワークをつくっていきます
今まで、さまざまな問題解決のために教育関係者が対策を講じてきましたが、SSW事業は、
そこに、『**福祉的視点**』を加えて、チームで支援活動を行っていくというものです。

SSWの基本姿勢

- ◇子ども一人一人を尊重します。
- ◇パートナーシップを基本とします
- ◇子どもの最善の利益を優先します
- ◇子どもの可能性に焦点を当てます
- ◇子どもの自己決定を尊重します
- ◇いずれは、自らの力で問題に向き合い解決できるようなネットワークづくりに努めます

スクールカウンセラー（SC）は、児童生徒や保護者に対してカウンセリングを通して個々の悩みや問題の解決に向けた支援を行います。
スクールソーシャルワーカーは、支援の必要な児童生徒に対して、社会福祉の専門家としての立場から環境に働きかけ、家庭、学校、地域の連絡や橋渡しを行い、悩みや問題解決に向けた支援を行います。

見守り体制の構築
居場所作り
ボランティアの活用など



国分寺市健全育成サポートチーム設置について

国分寺市教育委員会

1 設置の目的について

国分寺市教育委員会（以下「委員会」という。）と学校が、地域、関係機関等と連携してチーム（以下「サポートチーム」という。）を組織することにより、児童・生徒の問題行動及び不登校の問題に継続的かつ適切に対応することを目的とする。

2 国分寺市健全育成サポートチームの役割について

- (1) 児童・生徒の問題行動及び不登校の問題又はその前兆行動に関する情報交換
- (2) 児童・生徒の問題行動の防止及び不登校の問題への対応又は児童・生徒及び保護者に対する具体的な支援策

3 構成委員について

教育委員会学校指導課を事務局として、生活指導担当小・中学校長及び小・中学校の生活指導主任、民生委員・児童委員協議会長及び主任児童委員等地域の代表、子ども家庭支援センター、警察署、児童相談所等関係諸機関の代表とする。

4 守秘義務について

サポートチーム委員は、その任に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その任を退いた後も、また、同様とする。

5 会議の開催について

年間1回、サポートチームの全体会を開催する。また、必要に応じて臨時会を開催する。各小・中学校においては、必要に応じて、サポート会議を実施する。

6 構成図

